

日米の会社法における株主の会社情報の収集権

澤山裕文

〈目次〉

一. はじめに

二. 日本における株主の会社情報の収集権

1. 株主による会社情報の収集権の法的意義
2. 具体的な株主による会社情報の収集権の内容
3. 金融商品取引法上の情報開示

三. アメリカにおける株主の会社情報の収集権

1. アメリカにおける株主権の意義と株主の会社情報の収集権
2. コモン・ロー及び制定法上の株主の会社情報の収集権
3. 統一事業会社法及び初期の模範事業会社法における株主の会社情報の収集権
4. 1984年改正以降の模範事業会社法等における株主の会社情報の収集権の動向

四. アメリカの連邦証券諸法による会社情報の収集権

1. 連邦証券諸法の意義と情報開示
2. 委任状勧誘における会社情報の収集権
3. 連邦証券諸法の問題点

五. 結びに代えて

一. はじめに

近時、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を目的とした様々な施策がなされている。その一つとして、平成26年に改正された会社法が平成27年5月1日より施行され、適切なコーポレート・ガバナンスの構築のために種々の手当てがなされた¹。たとえば、委任状勧誘や公開買付けといった際に重要な情報源となる株主名簿の閲覧謄写に係る拒絶事由を列挙している会社法125条3項のうち、競業者による閲覧謄写請求という拒絶事由を定めていた同項3号は、その必要性に疑問

¹ 平成26年改正会社法全般の検討につき、松岡啓祐「会社法改正の概要とその課題について－平成26年改正の動向を中心に－」専修大学法学研究所紀要39号（民事法の諸問題XIV）127頁（2014年）等を参照。

が提起されていたことから削除された²。

その他に、適切なコーポレート・ガバナンスの構築するために、会社と株主あるいは投資家との対話を重要視した『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～や「コーポレートガバナンス・コード」が公表されている³。これら2つのコードは、スチュワードシップ・コードの受入れ状況等の公表後の動向を踏まえたフォローアップ会合が設置され、その在り方について検討がされている⁴。これら2つのコードで重要視されている会社との対話は、その前提として、株主等が会社情報を入手することで有意義なものになると考えられる。

その一方で、コーポレート・ガバナンスの健全性の確保のためには、株主による会社の不正行為に対する監督は正権の行使が重要となる。そうした権利として、株主代表訴訟提起権(会社法847条。株主による責任追及等の訴え。)がある。ただ、株主代表訴訟では株主が責任発生原因事実の主張・立証をしていかなければならず、株主はこれを裏付ける資料ないしは情報を収集することになる⁵。

しかし、株主数が多い上場会社においては、十分な会社情報を入手しづらく、会社経営者との情報の非対称性も大きくなる。そうした情報の非対称性は、建設的な対話や責任追及が十分に機能するための大きな障害となりうる⁶。そのような状況において、経営監督に資する有益な対話の促進や、会社役員への責任追及の局面で重要な役割を果たす株主権として、会計帳簿や取締役会議事録の閲覧謄写請求権(会社法433条1項、371条2項)といった株主の会社情報の収集権がある。

株主の会社情報の収集権については、コーポレート・ガバナンスの向上に向けた動向と相俟って、その権利行使に関し、様々な議論が活発となっており⁷、権利行使の要件や拒絶事由の適用等が問題となり、それらは検討すべき重要な課題となっている⁸。さらに、株主提案権との関係で株主に

² 改正の意義と経緯等については、坂本三郎編著『一問一答 平成26年改正会社法(第2版)』364頁(商事法務、2015年)、会社法施行後の判例の動向等については、山下徹哉「発行可能株式総数に係る規律・株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由」神田秀樹編『論点詳解 平成26年改正会社法』304頁以下(商事法務、2015年)等を参照。

³ そのコーポレートガバナンス・コードは、平成27年6月1日から上場会社に適用が開始されている。なお、各国のコーポレートガバナンス・コードに影響を与えていると考えられているイギリスでの展開につき、川島いづみ「会社法・金商法の新視点(第10回)コーポレートガバナンス・コードと英国会社法」ビジネス法務16巻1号106頁(2016年)参照。フランスの動向については、石川真衣「フランスにおけるコーポレートガバナンス・コードの見直しについての覚書」早法91巻1号37頁(2015年)参照。

⁴ 2015年8月8日付日本経済新聞朝刊第4面、<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150807-2.html>を参照。ちなみに、日本版スチュワードシップ・コードは、平成28年3月24日現在、206の機関投資家が受入れを表明している。この点については、http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160315-1/list_01.pdfを参照。

⁵ 佐藤鉄男「株主代表訴訟における資料収集」小林秀之＝近藤光男『新版・株主代表訴訟大系』223頁以下(弘文堂、2002年)参照。

⁶ 久保田安彦「株式会社法の基礎(第2回)株式会社の区分規制」法セ726号108頁(2015年)参照。内藤裕貴「経営判断原則の再考(3・完)－ドイツにおける経営判断原則の立法化を中心として－」早稲田大学大学院法研論集155号242頁(2015年)も、取締役の注意義務違反の立証の困難性を指摘する。株主の会社情報の収集権に関する実務上の流れについては、三苫裕ほか「会社訴訟・紛争実務の基礎(第6回)取締役の対会社責任に関する紛争①」法教420号127頁以下(2015年)を参照されたい。

⁷ 平成26年改正会社法における株主の会社情報の収集権に関する法制審議会での議論につき、玉井利幸「株主名簿の閲覧等請求の拒絶事由」鳥山恭一＝福島洋尚編『平成26年会社法改正の分析と展望(金融・商事判例増刊)』111頁以下(経済法令研究会、2015年)、松岡啓祐＝澤山裕文「公開買付けと株主名簿閲覧謄写請求権」専修ロー10号212頁以下(2014年)等を参照。

⁸ たとえば、今般の会社法改正に係る議論において、資料「『会社法制の見直しに関する中間試案』に対する早稲田大学教授意見」早法87巻4号351頁(2012年)は、株主は株主名簿の閲覧等を自由に行えることが原則であり、濫用的な請求が例外的に排除されることを法文で明確すべきとする。

よる会社情報の収集権の行使等を巡る判例も見受けられる⁹。

そこで、本稿は株主による会社情報の収集権の在り方について、会社情報の収集に関する権利の主要なモデルになっているアメリカ会社法における株主による会社情報の収集権を、その起源と発展を手がかりに検討するものである。そうした比較法的な検討により、わが国における株主の会社情報の収集権の在り方に有益な示唆を得たい。なお、アメリカにおける株主の会社情報の収集権の検討にあたり、その対象は歴史的沿革とともに各州法の統一を試みるべく1950年に公表された模範事業会社法（Model Business Corporation Act）を中心に、実質的な連邦会社法として機能している連邦証券諸法等の状況にも触れながら、検討を進めることとしたい¹⁰。

二. 日本における株主の会社情報の収集権

1. 株主による会社情報の収集権の法的意義

わが国において、会社法上の株主権の一つとして、株主の会社情報の収集権が認められている。株主の会社情報の収集権は、監督是正権を効率的、合理的あるいは適切に行行使するために機能する株主権であるといわれる¹¹。

こうした経営監督のために重要な役割を果たす株主による会社情報の収集権の性質については、見解が分かれている。多数説は、株主による会社情報の収集権の多くを共益権と解している¹²。すなわち、株主の会社情報の収集権は、取締役の業務執行といった会社の運営を監督是正することを目的とした権利とする¹³。

その一方で、株主の会社情報の収集権を自益権と位置付ける説があったことが注目される。この説によれば、会社情報の収集権は、株主に限らず、債権者にも認められている権利であると指摘する。そのうえで、実質的には会社に課せられている公示義務の反面であるとも考えられる特殊な性格の権利であるとしつつも、株主である以上当然にこの権利を有することから、自益権であると主

⁹ そうした事案として、取締役会議事録の閲覧謄写求めた大阪高裁平成25年11月8日決定（判時2214号105頁）がある。近時の事案としては、株主が計算書類の閲覧等を求めた東京地裁平成27年7月13日判決（金判1480号51頁）がある。組織再編・M&Aにおける株主の会社情報の収集権に関する判例の動向につき、荻野敦史「株主の情報取得権」神田秀樹＝武井一浩編『実務に効くM&A・組織再編判例精選（ジュリスト増刊）』192頁（有斐閣、2013年）を参照。

¹⁰ 本稿は、拙稿「アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権～初期のコモン・ロー及び主な州法等の展開を中心に～」専修法研論集56号1頁（2015年）、同「アメリカの模範事業会社法と株主の会社情報の収集権～統一事業会社法との関係と公表前後の状況を中心に～」専修法研論集57号1頁（2015年）、同「アメリカの1969年改正模範事業会社法と株主の会社情報の収集権～改正の経緯とその展開を中心に～」専修法研論集58号45頁（2016年）及びそれぞれの論稿で掲げた文献を基礎とするものである。

¹¹ 尾崎安史「東京商事法研究会・シンポジウム 株主の経営監督機能 基調講演（2）株主の情報収集権」判タ872号20頁（1995年）。龍田節『会社法大要』169頁（有斐閣、2007年）は、監督是正権を実質化させるための権利と述べている。なお、株主の会社情報の収集権に関する規制の変遷については、蓮井良憲「株主による会社備置書類の閲覧請求」加藤勝郎＝柿崎榮治＝新山雄三編『服部榮三先生古稀記念 商法学における論争と省察』755頁以下（商事法務研究会、1990年）等を参照。

¹² 江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』128頁（有斐閣、2015年）。もっとも、同書は取締役等の監督是正目的にも行使されるが、株主の投資判断材料を得る目的に行行使され、その場合は自益権的な性格を持つと述べている。ただ、本稿の主たる対象ではないが、こうした自益権と共益権を区別することには疑問が提起されている。この点につき、たとえば、泉田栄一「自益権と共益権」法時83巻2号90頁（2011年）等を参照。

¹³ 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法（第3版）』109頁（有斐閣、1994年）。

張する¹⁴。あるいは、会社情報の収集権の効果は、株主総会決議や代表訴訟提起権の行使とは明らかに異なるとし、そうした観点から自益権に付随する権利と捉えることが、その機能に最も即しているとする¹⁵。その他に、株主の会社情報の収集権は、明白に共益権に属するといえないことから、共益権的性質と同時に自益権的性質も有する中間的性質の権利と解する見解もあった¹⁶。

このように、株主の会社情報の収集権は、その法的性質を巡って種々の見解が唱えられていた。株主による会社情報の収集権の法的性質をどのように位置付けるかは、拒絶事由や権利行使要件の在り方もしくは権利濫用となる判断基準を考えるうえで、重要な観点になるものと考えられる。

もとより、会社法で認められている株主の会社情報の収集権にも様々なものがあり、種々の要件を課されているものもある。ただ、会社法において、株主の会社情報の収集権は、会社情報に応じて別々に規定されており、権利行使の要件や拒絶事由等も区別されていて分かりづらい規定となっている¹⁷。そこで、以下では、会社法で認められている株主による情報収集権の代表的なものについて整理し、その内容を具体的にみていくこととする。

2. 具体的な株主による会社情報の収集権の内容

(1) 単独株主権としての会社情報の収集権

まず、単独株主権である会社情報の収集権として、まず定款の閲覧謄写請求権がある（会社法31条2項）。定款は、会社の内部的・対外的関係を規律する機関として高い周知性が要求されていると考えられている。すなわち、定款は、会社の根本規則であって、会社のガバナンスやファイナンスのメカニズムについて規定している。株主は、定款に記載されたメカニズムを前提に出資を行って会社経営に参画することから、その行動の前提となる定款の内容を開示することは、株主の保護に資することになると考えられている。もっとも、上場会社においては金融庁のホームページのEDINET（Electronic Disclosure for Investor's NETWORK）や自社のウェブサイトで定款が公開されている。このことから、上場会社の株主は改めて、定款の閲覧謄写請求権を行使するまでもない¹⁸。

¹⁴ 石井照久『会社法上巻（商法Ⅱ）』127頁（勁草書房、1967年）。公示主義と会社情報の収集権の関係については、西原寛一「商法における公示主義とその反省」同『商事法研究 第1巻』101頁（有斐閣、1957年）を参照。

¹⁵ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（8）－株式会社の計算（1）』73頁[倉沢康一郎]（有斐閣、1987年）。

¹⁶ 田中誠二『三全訂会社法詳論 上巻』284頁（勁草書房、1993年）。しかし、この見解には批判もある。すなわち、自益権と共益権を区別する実益が、権利行使の効果とそれに基づく権利行使に関する制約にあることをその論拠とする（大隅健一郎＝今井宏『会社法論上巻（第3版）』342頁（有斐閣、1991年））。

¹⁷ 平成17年改正前商法においては、株主の会社情報の収集権の一部は集約して規定されていた。たとえば、改正前商法では263条で、定款、株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿、端株原簿の閲覧謄写に関する規定を置いていた。他方で、株券の電子化といわれている振替制度の対象となる上場会社において、株主の会社情報の収集権のうち、後述する会計帳簿閲覧謄写請求権等の行使については、個別株主通知をすることが要求されていると考えられており、権利行使の手続きが煩雑となっている。振替制度における個別株主通知の検討につき、拙稿「振替制度における個別株主通知の意義と問題点～近時の判例の動向を中心に～」専修法研論集54号1頁（2014年）を参照されたい。そのうえ、上場会社では株主名簿の他に、振替口座簿という2つの名簿で株主を管理しており、その関係が問題となっている。その詳細については、拙稿「株券の電子化・ペーパーレス化と株式取引を巡る問題点の検討～公開・上場会社を中心に～」専修法研論集55号60頁以下（2014年）を参照していただければ幸いである。

¹⁸ 江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1－総則・設立（1）』356、359頁[森田果]（商事法務、2008年）、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法 第1巻総則・設立』289-290頁[酒井太郎]（中央経済社、2008年）。もっとも、この制度は主として上場会社を対象としたものであるから、中小規模の会社にとっては未だ有益なものである。ちなみに、振替制度の対象となる上場会社において、定款の閲覧謄写請求権の行使に個別株主通知は必要がないと考えられている（浜口厚子「少数株主権等の行使に関する振替法上の諸問題」商事1897号38頁（2010年））。

次いで、株主総会議事録の閲覧謄写請求権である（会社法318条4項）。株主総会議事録は、議事の経過及びその結果を示す記録であり、とりわけ決議の成否を知るうえで、重要な記録文書としての意味を持つ¹⁹。ちなみに、株主総会に関する会社情報の収集権としては、株主総会における会社役員の説明義務ないし質問権も挙げられる（同法314条）。ただ、説明義務ないし質問権は、あくまでも株主総会の議題ないし議案に対する審議のため、ひいては議決権を行使するために認められる。この範囲内ないし制約のもとにおいてではあるものの、株主総会における情報開示機能や経営者のコントロール機能を担っている²⁰。

こうした単独株主権である会社情報の収集権の中心となるのが株主名簿閲覧謄写請求権であろう（会社法125条2項）。すなわち、株主は営業時間内であればいつでも、請求理由を明示したうえで、閲覧及び謄写を請求することができる。株主名簿は、株主総会における株主提案権の行使や委任状勧誘にあたって、重要な役割を果たす²¹。もっとも、会社法125条3項1号にいう「株主の権利」に関しては学説上争いがある。このことから株主名簿の運用はもとより、規定に係る文言の見直しの必要性も説かれている。さらに、上場会社においては、振替制度の施行により、株主名簿の運用に変化がみられるところである²²。

さらに、計算書類等の閲覧を単独株主権として認めている（会社法442条3項）²³。これは、株式会社における企業内容開示の一環といわれる。ここにいう計算書類等とは、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書、臨時計算書類を作成した場合には臨時計算書類、監査報告、会計監査人の会計監査報告である²⁴。

取締役等の会社役員の実行追及をする場合に重要な役割を果たすのが、取締役会等の議事録の閲覧謄写請求権である²⁵。議事録の閲覧謄写請求権として、第1に、取締役会議事録の閲覧謄写請求

¹⁹ 岩原伸作編『会社法コメンタール7－機関（1）』245頁〔前田重行〕（商事法務、2013年）。

²⁰ 岩原・前掲注（19）245頁〔松井秀征〕。尾崎・前掲注（11）22頁も参照。

²¹ この点については、アメリカにおいても同様の指摘がなされている。すなわち、上場会社において、株主名簿は他の株主と意思疎通を図る場合や、委任状勧誘において重要な役割を果たすと考えられている（See, Arthur R. Pinto, *An Overview of United States Corporate Governance in Publicly Traded Corporations*, 58 AM. J. COMP. L. 257, 273(2010)）。さらに、イギリスにおいても、会社情報の収集権は公開買付け者（takeover bidder）に有益であるとともに、株主に他の株主と意思疎通を可能にするといわれる（Paul L. Davies=Sarah Worthington, Gower and Davies' *Principles of Modern Company Law*, 1003(9th Ed, 2012)）。なお、株主名簿制度の歴史的沿革については、松井智予「技術革新と会社法」中東正文=松井秀征『会社法の選択－新しい社会の会社法を求めて』817頁以下（商事法務、2010年）を参照。

²² こうした点については、松岡=澤山・前掲注（7）212頁以下、拙稿・前掲注（17）専修法研論集55号63頁を参照されたい。

²³ 計算書類等は、株主名簿（会社法125条2項）や会計帳簿（同法433条1項）とは異なり、その謄写請求が認められておらず、謄本又は抄本の交付請求しか認められていない。この点に関する裁判例として、東京地裁平成21年1月21日判決（判例集未搭載。LLI/DB 06430061）がある。

²⁴ 江頭憲治郎=弥永真生編『会社法コメンタール10－計算等（1）』532、535頁〔弥永真生〕（商事法務、2011年）。計算書類の虚偽記載については、取締役の責任追及の対象（会社法429条2項1号口）になる。計算書類の虚偽記載に係る判例として、名古屋高裁昭和58年7月1日判決（判時1096号134頁）があり、その評釈として、上村達男「判批」江頭憲治郎=岩原伸作=神作裕之=藤田友敬編『会社法判例百選（第2版）』152頁（有斐閣、2011年）等がある。なお、決算情報に係る会社法と金融商品取引法との関係やその問題点については、松岡啓祐「金融商品取引法と会社法の役割分担」永井和之=中島弘雅=南保勝美編『会社法学の省察』472頁（中央経済社、2012年）を参照。

²⁵ 近時の取締役会議事録の閲覧謄写を巡る判例として、前述の大阪高裁平成25年11月8日決定がある。この事案は定款変更及び役員選任に関する株主提案権を行うために、株主が取締役会議事録の閲覧謄写を求めたものである。この事案で、裁判所は、株主による取締役会議事録の閲覧謄写を認めている。取締役会議事録の閲覧謄写に関する判例の動向等を検討する論稿として、木保由美「取締役会議事録閲覧・謄写権の『必要性』の要件の検討－株主代表訴訟提起権の濫用規制を参考に－」出口正義ほか編著『企業法の現在－青竹正一先生古稀記念』297頁（信山社、2014年）がある。

権がある（会社法371条2項）。取締役会議事録については、原則として、株主はその権利を行使するため必要があるときは営業時間内であれば、いつでも、その閲覧謄写を請求することができる。ただし、監査役、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社にあつては、裁判所の許可を得なければならない（同条3項）。第2に、監査役会議事録の閲覧謄写請求権である（同法394条2項）。これについても、株主はその権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、その閲覧及び謄写を請求することができる。

取締役会の議事録には、議事の経過の要領とその結果が記録され、これにより、取締役会の決議が適正な手続の下に成立したかどうか、又は取締役が取締役会における意思決定に誠実に参加しているかどうかが明らかとなる。そのうえ、報告事項等において、業務執行取締役の業務執行状況も知ることができる会社情報である²⁶。株主は、議事録の記録を基礎に権利行使あるいは責任追及をすることとなる。一方、監査役会の議事録は、取締役会の議事録と別に定めを置いているが、実質的に取締役会のそれと同様である²⁷。

（2）少数株主権としての会社情報の収集権

少数株主権である会社情報の収集権としては、会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法433条1項）がある。会計帳簿は、株主が収集できる会社情報のなかでもっとも重要度が高い。そこで、会社法は株主に対して会計帳簿の閲覧謄写を認めているが、株主自身が行う情報収集権で唯一の持株要件の課されているものである。すなわち、会社法433条1項は、総株主の議決権又は発行済株式の100分の3以上を有する株主は、営業時間内であればいつでも、請求理由を明示したうえで、閲覧及び謄写を請求することができる。ただし、2項各号に該当する場合には会社はこれを拒絶することができる²⁸。

会計帳簿閲覧謄写請求権は、昭和25年商法改正において、アメリカ法上の会社情報の収集権に倣い導入された²⁹。すなわち、同改正は、株主総会の権限を縮小し、取締役の権限強化を図った一方で、株主が直接に会社業務の運営を監督し、是正する権利を与え、そうした権利の一つとして、会計帳簿閲覧謄写請求権が認められた³⁰。しかし、その行使にあたっては、発行済株式総数の10

²⁶ 落合誠一編『会社法コンメンタール8－機関（2）』322頁[森本滋]（商事法務、2009年）。

²⁷ 落合・前掲注（26）494頁[森本滋]。ちなみに、取締役会の議事録と別に定めを置いた理由は、会社法は準用条文をできるだけ避けることを立法方針としたためとされている。なお、閲覧謄写が認められている議事録は、取締役会及び監査役会議事録の他に、平成26年会社法改正で新たに導入された監査等委員会の議事録（同法399条の11第2項）、指名委員会等の議事録（同法413条3項）がある。

²⁸ 大隅健一郎「いわゆる株主の共益権について」同『新版 会社法の諸問題』161頁（有信堂、1983年）は、会計帳簿閲覧謄写請求権における拒絶事由は、その根底に株主の権利一般の行使に関する基本原則を示しているとす。他方で、会計帳簿閲覧請求権を行使した株主は、金融商品取引法ではインサイダー取引規制の対象となる内部者として扱われる（同法166条1項2号等）。さらに、同法の平成25年改正により、内部者による情報伝達・取引推奨行為も規制の対象となった。詳細については、拙稿「証券市場の公正確保とインサイダー取引規制～平成25年金融商品取引法改正を中心～」専修法研論集53号23頁（2013年）を参照していただけると幸いである。

²⁹ 江頭＝弥永・前掲注（24）131頁[久保田光昭]。ちなみに、昭和25年商法改正の際に参考されたのは、イリノイ州法とされている。改正にあたっての会計帳簿閲覧謄写請求権に係る議論につき、中東正文「昭和25年商法改正－GHQ文書から見た成立経緯の考察（1）」中京法学30巻3号44頁以下（1995年）を参照。イリノイ州法における株主による会社情報の収集権の沿革については、拙稿・前掲注（10）専修法研論集56号26頁以下を参照されたい。

³⁰ 上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法（9）－株式会社の計算（2）』201頁[和座一清]（有斐閣、1988年）。

分の1以上の保有が要求されており³¹、この要件は厳格すぎるとの批判が多かった。そうした批判もあり、平成5年商法改正で、少数株主要件が発行済株式総数の100分の3に緩和された³²。

他方で、株主自身による直接的な情報収集権ではないが、より広範な会社情報の収集権として、検査役選任請求申立権(会社法358条1項)がある。すなわち、総株主の議決権又は発行済株式の3%以上を有する株主は、会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足る事由があるときは、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

株主の会社情報の収集権は、前述のように、株主の監督是正権の適切な行使を通じた経営監督のための手段である。ただ、上述の様々な株主による会社情報の収集権では、収集できる情報が限定される。そのため、さらに進んで、直接に会社の業務及び財産の状況も調査する必要がある。それに応える制度が、検査役選任請求申立権であると考えられている。もっとも、検査役選任請求申立権は強力な権利であるため、濫用の危険も大きいことから、その要件及び効果については、厳格な法規制が加えられている³³。

検査役選任請求申立権については、会計帳簿閲覧謄写請求権との関係が古くから問題となっている。かねてより、中立的・公的な機関に会計帳簿・資料を調査させ、その結果を株主に報告させる方式を採用し、両制度の一本化が妥当であると主張されてきた³⁴。ここでは、株主に会計帳簿の閲覧謄写請求権を認めることは、不当に会社業務の運営を阻害するおそれがあるとともに、個別的な閲覧を認める実益が少ないことを理由とする³⁵。

このように、会計帳簿閲覧謄写請求権と検査役選任請求申立権は、権利行使要件やその効果については重複する点が多い。今後は、両者の関係をどのように位置付けて、調整していくかが課題となる。

³¹ 会計帳簿閲覧謄写請求権が10%以上の株式保有という少数株主権とされた理由は、個々の株主に当該権利行使を認めると、会社荒らし等によって容易に濫用されるとともに、会社が権利濫用に藉口して、正当な権利行使を妨げる危険を考慮したためとされている(鈴木竹雄=石井照久『改正株式会社法解説』285頁(日本評論社、1950年)、大隅健一郎=大森忠夫『逐条改正会社法解説』467頁(有斐閣、1951年))。

³² 江頭=弥永・前掲注(24)132-133頁[久保田光昭]。改正経緯にき、黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商108巻4・5号518頁(1993年)や神田秀樹「会計帳簿等の閲覧謄写権」ジュリ1027号24頁(1993年)を参照。その後の改正については、江頭=弥永・前掲注(24)133-134頁[久保田光昭]を参照。会計帳簿閲覧謄写請求権に関する近時の判例としては、最高裁平成21年1月15日第一小法廷決定(民集63巻1号1頁)がある。ちなみに、平成5年商法改正に関する近時の論稿として、仮屋広郷「国際政治と会社法制改革-平成5年商法改正を通して今を見る」法セ734号48頁(2016年)がある。

³³ 落合・前掲注(26)107頁[久保田光昭]。

³⁴ 石井照久『会社法下巻(商法Ⅲ)』243頁(勁草書房、1967年)、上柳ほか・前掲注(30)204頁[和座一清]、大隅健一郎=今井宏『会社法論上巻(第3版)』502頁(有斐閣、1992年)、木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権-会計帳簿閲覧権を中心に-」産法38巻1号37頁(2004年)。

³⁵ 石井・前掲注(34)243頁。この点に関する比較法研究として、上田純子「中立的社外者による会社情報の収集と利害調整」法政79巻3号293頁(2012年)がある。同論文では、会計帳簿については、情報の機密性が高く、漏洩されれば結果として全株主に不利益が及ぶことになるから、独立中立機関に情報収集を委ねることが望ましいとする。その他の会社情報については、利害関係者のイニシアチブに基づく権利として存置すべきだが、情報の内容・性質に応じて検討されるべきであるとする(同・333-334頁)。

(3) 株主による会社情報の収集権の濫用

株主は、会社の株式を保有する結果、会社情報の収集権の他にも、会社に対して種々の権利を有している。しかし、そうした権利を行使するにあたって、株主は一般私法の原則である権利濫用の禁止の下に置かれることは当然であると考えられている³⁶。

株主の会社情報の収集権との関係では、その行使が権利濫用にあたるとした判例として、株主が株主名簿の閲覧謄写を求めた事案である最高裁平成2年4月17日第三小法廷判決（判時1380号136頁）がある³⁷。同事件で、裁判所は、「株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主名簿の閲覧又は閲覧の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を拒絶することができる」とした。

株主権の濫用については、近時議論が活発であり³⁸、株主の会社情報の収集権も濫用の危険性が大きく、検討すべき重要な課題である。もっとも、その検討にあたっては、過度に規制し、株主の権利行使を阻害するものであってはならず、慎重な対応が求められる。

3. 金融商品取引法上の情報開示

ところで、上場会社においては、株主の会社情報の収集手段として、金融商品取引法上の情報開示の制度がある。すなわち、上場会社の株主は、証券市場で「買い」という投資判断をした投資家であり、株式を売るまでは「株主」である。こうした株主としての投資家は、金融商品取引法上の開示書類を通して、詳細な企業情報を収集することができる³⁹。

たとえば、上場会社は、事業年度毎に「重要な事業内容等」を記載した有価証券報告書を事業年度経過後3か月以内に、内閣総理大臣に提出が義務付けられている（金融商品取引法24条1項）⁴⁰。さらに、上場株券等を原則として5%以上を有する大量保有者にも、5日以内に一定の情報を記載した大量保有報告書の提出と開示が義務付けられている（同法27条の23以下）等の情報入手の手

³⁶ 近藤光男『会社支配と株主の権利』195頁（有斐閣、1993年）。権利の濫用の意義については、谷口知平＝石田喜久夫編『新版注釈民法（1）－総則（1）[改訂版]』150頁以下[安永正昭]（有斐閣、2002年）を参照。株主権の濫用を検討するものとして、大隅健一郎「株主権の濫用」同・前掲注（28）169-170頁や、荒谷裕子「株主権の濫用」判タ917号30頁（1996年）等がある。

³⁷ 株主権の濫用が問題となるものとしては、株主の会社情報の収集権の他に、株主代表訴権が揚げられる（荒谷・前掲注（36）38頁参照）。その点に関する論稿として、出口正義「株主代表訴訟と株主権の濫用」筑波18号129頁（1995年）等がある。

³⁸ 株主権の行使が権利濫用にあたるかが争われた近時の事案として、株主提案権につき、東京高裁平成27年5月19日判決（金判1473号26頁）がある。その評釈としては、松井秀征「判批」平成27年度重判解（ジュリ1492号）99頁（2016年）等がある。

³⁹ 上村達男「公開会社の法理と株主の経営監督機能」森淳二郎編集代表『蓮井良憲先生・今井宏先生古稀記念 企業監査とリスク管理の法構造』252頁（法律文化社、1994年）。ただ、江頭憲治郎「企業内容の継続開示」龍田節＝神崎克郎編『河本一郎先生還暦記念 証券取引法大系』208頁（商事法務研究会、1986年）は、投資家に対する適時開示の意義に疑問を提起している。

⁴⁰ 有価証券報告書については、ここ数年、不正会計や粉飾決算といった虚偽開示が問題となっている。有価証券報告書の虚偽記載に係る判例等の動向に関する近時の論稿として、松岡啓祐「流通市場の虚偽開示に基づく発行会社の民事責任」ビジネス法務16巻3号120頁（2016年）がある。また、同「虚偽の情報開示を巡る会社及び役員等の責任－金商法上の継続開示違反を中心に－」出口正義ほか編著『企業法の現在－青竹正一先生古稀記念』353頁（信山社、2014年）も参照。なお、会社法上の計算書類の虚偽記載に係る責任追及との関係については、上村・前掲注（24）153頁を参照。

段が広がっている⁴¹。

そのうえで、有価証券報告書については、従来から「コーポレート・ガバナンスの状況等」を記載することが求められていたが（企業内容等の開示に関する内閣府令の第3号様式の記載上の注意を参照）、コーポレートガバナンス・コードの施行により、その在り方も変わろうとしている⁴²。金融商品取引法上の投資者に対する情報開示を通じた会社情報の収集やコーポレート・ガバナンスの向上へ向けた今後の動向は注目される。

他方で、平成22年の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正で、臨時報告書によって株主総会における議決権行使の結果の開示が要求されることとなった⁴³。こうした開示は、次のことを目的とする。すなわち、株主の地位が日々取引され、変動するという上場会社の特質に鑑みると、株主総会における議決権行使結果の投資者に対する開示は、上場会社のガバナンス上重要であると考えられた。そこで、株主意思をより明確化し、市場を通じた経営陣への適切な牽制効果を期待し、上場会社に議決権行使結果の開示を求めることとした⁴⁴。議決権行使の結果の開示は、株主のニーズに応える趣旨であると考えられている⁴⁵。

このような金融商品取引法上の情報開示は、主として、投資判断の形成のためのものである。しかし、上場会社の株主が、こうした開示情報をコーポレート・ガバナンスの観点から活用し、経営監督機能を発揮することは重要な意義を有していると考えられている⁴⁶。

三. アメリカにおける株主の会社情報の収集権

1. アメリカにおける株主権の意義と株主の会社情報の収集権

(1) 株主権の意義

アメリカにおいて、制定法又は判例によって認められている会社法上の株主権の一つとして、株主による会社情報の収集権がある⁴⁷。ところで、そもそも、アメリカでは株主権がどのように分類され、その理論的根拠はどのように考えられているのであろうか。アメリカにおいて、株主の会社に対する権利は3つの側面を有していると考えられている⁴⁸。

⁴¹ 松岡啓祐『最新金融商品取引法講義（第3版）』49、84頁（中央経済社、2016年）。

⁴² この点については、中村慎二「コーポレートガバナンス・コード施行を踏まえた有価証券報告書の記載の見直し」商事2098号18頁（2016年）を参照されたい。

⁴³ 岩原・前掲注（19）153頁[松尾健一]。

⁴⁴ 谷口義幸「上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する開示の充実等のための内閣府令等の改正」商事1898号26頁（2010年）。

⁴⁵ 松岡啓祐『最新会社法講義（第3版）』73頁（中央経済社、2016年）。議決権行使結果の開示と関連する会社法上の株主による会社情報の収集権としては、議決権行使書面の閲覧謄写請求がある（会社法311条4項）。議決権行使書面の閲覧謄写に関する問題を提起する論稿として、前田雅弘「議決権行使結果の開示に向けた対応」金判1342号1頁（2010年）、和田宣喜＝星野隆宏「議決権行使書面閲覧・謄写請求をめぐる会社法上の問題点－株主情報保護の観点から－」商事1932号24頁（2011年）等がある。議決権行使書面の閲覧謄写請求の意義については、岩原・前掲注（19）216頁以下[松中学]等を参照。

⁴⁶ 上村・前掲注（39）252－253頁。金融商品取引法上の情報開示の意義については、上村達男「新体系・証券取引法（第3回）証券取引法における開示・会計・監査の一般理論」企業会計53巻6号107頁以下（2001年）、龍田節「開示制度の目的と機能」論叢110巻4・5・6号112頁（1982年）等を参照。近時の情報開示に関する研究としては、久保田彦彦「会社法・金商法の新視点（第9回）組織再編成に係る開示制度に関する一考察」ビジネス法務15巻12号150頁（2015年）がある。

⁴⁷ Robert Charles Clark, *Corporate Law*, 96(1986). なお、アメリカにおける株主による会社情報の収集権の起源はイギリスであると考えられている。その点については、拙稿・前掲注（10）専修法研論集56号8頁以下を参照。

⁴⁸ See, James D. Cox=Thomas Lee Hazen, 2 *The Law of Corporations*, 452-454(3rd Ed., 2010).

第1に、会社の支配及び経営に関する権利 (rights as to control and management) である。こうした権利として、①取締役の選解任に関する議決権及び定時株主総会や臨時株主総会の開催に付随する権利、②会社の存在及び組織に関する定款の変更 (amendment of charter) 又は他の基本的変更についての議決権、③取締役や会社役員の権限あるいは報酬といった多くの事項を定める附属定款 (bylaws) の作成及び修正に関する議決権、④授権した事業の範囲で、株主の利益のために、公正かつ慎重に経営されている会社を所有する権利が挙げられている。

第2に、所有者としての権利 (proprietary rights) がある。この権利には、①剰余金の分配を比例して受領する権利、②会社の全部又は部分清算において残余財産の分配を受領する権利、③新株の発行又は定款の変更のような持分利益 (share interest) に影響する会社の行為において、株主が会社経営陣もしくは支配株主から平等かつ公正な取扱いを受ける権利、④株式の譲渡が有効であることを前提として、株主名簿に株主として記録される権利、⑤会社の債務に関する個人責任を免責する特権である。

第3に、救済及びそれに付随する権利 (remedial and ancillary rights) である。この分類に含まれる権利には、①情報についての権利 (right to information) として、会社情報を調査する権利、②経営過誤又は権限のない経営の防止もしくは救済するための行為である代表訴訟又は派生訴訟 (representative or derivative suits) の訴権及びその権利を法的に執行することを会社に強制する権利、③個人的権利の侵害に対するコモン・ロー上、エクイティ上又は法定の救済を求める権利がある⁴⁹。

株主の会社情報の収集権は、以下でみるように、会社の所有者としての権利から派生するものと考えられているが、救済を求める権利としての側面も有していると考えられている。さらに、救済及びそれに付随する権利としての側面を有する他の株主権に鑑みると、アメリカにおいても、株主の会社情報の収集権は、実質的な救済を求めるための前提となる権利として考えられていることが窺われる。

(2) 株主権と契約理論

アメリカにおいて、こうした種々の権利が認められているのは、次のことを理論的根拠とする。すなわち、株式という持分は、主として会社資本に対する寄与を基礎とした利益共有契約 (profit-sharing contract) にあると考えられている。この共有契約に基づき、かつ、持分の保有者としての地位によって、株主には権利が認められているとする⁵⁰。

もとより、19世紀初期のアメリカにおいて、株主の権利は「会社は財産の受託者であり、株主はその持分に応じて有する」とする信託理論に基づいていたとされている。その後、工業が発達し、株式会社形態を採用する企業が増加したことに伴い、株主有限責任の原則や株式の流通に関する株主権に関する諸制度が形成された。その理論構成においても信託理論に代わって、契約理論が採用されることになった⁵¹。

⁴⁹ わが国においても、昭和25年商法改正により、自益権と共益権の中間的性質の株主権が増加したことから、株主権の分類をアメリカ法のようにすべきであるとの主張されていた (田中・前掲注 (16) 136頁以下参照)。

⁵⁰ Cox=Hazen, *supra* note 48, at 452. こうした理解を前提に、アメリカにおける株主の会社情報の収集権は、所有権理論 (ownership theory) と代理人理論 (agency theory) の2つの基本的な理論の下で発展した。そうした理論的根拠については、拙稿・前掲注 (10) 専修法研論集56号6頁以下を参照していただければ幸いである。

⁵¹ 富山康吉「アメリカ会社法における株主の地位の変遷」京都大学商法研究会『英米会社法研究』146-147頁 (有斐閣、1950年)。

すなわち、「会社の charter は州と会社、および株主と会社（または株主相互間）の契約に基礎をなす。州と会社との契約によって会社に法人格が与えられ、株主と会社の契約によって株主の権利が発生する」という特殊な契約理論が形成された⁵²。そのうえで、charter が株主の権利や義務、あるいは責任の基準となり、その内容を明らかにするものであると考えられている⁵³。

(3) アメリカにおける株主による会社情報の収集権の意義

会社の基礎となる組合において、その構成員は帳簿等を調査する権限を有していると考えられていた⁵⁴。そうした前提のもとで、株主は、自身の利益を保護するために、組合の帳簿等を調査する権利と同様の権利を有するとされている⁵⁵。

こうした理解のもと、アメリカの各州会社法では、株主名簿 (shareholder list)、取締役会議事録や会計帳簿といった会社情報の保存を要求するとともに、その閲覧謄写を認めている⁵⁶。また、アメリカは連邦会社法を有していないが、実質的な連邦会社法として機能している連邦証券諸法も投資者に広範な情報を提供し、それにより証券詐欺 (fraud) に対するさまざまな保護を与えている⁵⁷。

ちなみに、アメリカ連邦最高裁判所は、1967年の *Tcherepnon v. Knight* 事件⁵⁸において、「調査権は、会社の株式に普遍的に付随する権利ではない」と判示している⁵⁹。しかし、同事件は、イリノイ州貯蓄及び貸付法 (Illinois Savings and Loan Act) に基づき事業を行うシカゴ市貯蓄協会 (City Savings Association of Chicago) の持分が、1934年証券取引所法3条 (a) 項 (10) 号の証券に該当するかが争われた事案であり、会社情報の収集権を争点とする事案ではない。さらに、裁判所が引用している見解⁶⁰を参照すると、そこでは、種々の権利行使要件が課されている制定法上の株主による会社情報の収集権に関して言及されている。すなわち、連邦最高裁判所は、制定法上の権利としての株主による会社情報の収集権は、1株でも株式を有していれば行使できるというものでは

⁵² 酒巻俊雄「株式会社の本質観と会社法理－イギリス法とアメリカ法－」星川長七先生還暦記念『英米会社法の論理と課題』7頁 (日本評論社、1972年)。その詳細については、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利 (1)」早法74巻2号96頁以下 (1999年) 参照。

⁵³ William Meade Fletcher et al, 7A Fletcher Cyclopedic of the Law of Private Corporation, 225-226(Rev. Vol., 2014)。なお、初期のフランス会社法に関する研究として、石川真衣「フランスにおける株式会社の成立と展開 (1) (2) (3) (4・完) -会社本質論への手がかりとして-」早稲田大学大学院法研論集149号25頁 (2014年)、150号1頁 (2014年)、151号25頁 (2014年)、153号29頁 (2015年) がある。

⁵⁴ Victor Morawetz, 1 A Treatise on the Law of Private Corporations, 445(2nd Ed., 1886)。

⁵⁵ William Meade Fletcher et al, 5A Fletcher Cyclopedic of the Law of Private Corporation, 241(Rev. Vol., 2012)。Ernest A. Raba=Charles Edward Clark, *Shareholders' Rights*, 5 BAYLOR L. REV. 146, 147(1953)は、株主の会社情報の収集権ほど、他の株主権に比して、基本的もしくは必須な権利はないと述べている。ただ、松井・前掲注(21) 821頁は、株主の会社情報の収集権でも、とりわけ株主名簿の閲覧権につき、権利自体は古くから観念されていたものの、その位置付けは明確ではなかったとする。

⁵⁶ Robert W. Hamilton=Richard D. Freer, *The Law of Corporation in a Nutshell*, 114(6th Ed., 2011)。

⁵⁷ Clark, *supra* note 47, at 96。証券詐欺に対しては、財務諸表の完全開示 (full disclosure) も効果があるといわれている (See, Arthur R. Pinto=Douglas M. Branson, *Understanding Corporate Law*, 120(2nd Ed., 2004))。しかし、証券詐欺は、専門会計士 (expert accountant) による会社情報の調査でなければ発見することができないとも指摘されている (Robert S. Stevens, *Handbook on the Law of Private Corporations*, 488(2nd Ed., 1949))。

⁵⁸ 389 U.S. 332(1967)。

⁵⁹ *Id.*, at 344。See, William Meade Fletcher et al, 5A Fletcher Cyclopedic of the Law of Private Corporation, 323(Perm Ed., 1987)。

⁶⁰ Ralph J. Baker=William L. Cary, *Cases and Materials on Corporations*, 739-741(3rd Ed., 1959)。

ないことを判示したにすぎないと考えられる⁶¹。それゆえに、株主による会社情報の収集権の重要性には影響を及ぼさない判決と解することが妥当であろう。

2. コモン・ロー及び制定法上の株主の会社情報の収集権

(1) コモン・ローにおける株主の会社情報の収集権

アメリカにおいて、株主は株式の権限を通じた会社資産の正当な所有者として認識されており、自身の利益の保護を目的として、自己又は代理人によって、会社情報を収集するコモン・ロー上の権利を有している⁶²。この権利は、組合に適用される権利のアナロジーとして、発展したと考えられている⁶³。そのうえで、会社業務が経営陣によって適切に行われているかを確かめることを目的にする場合にのみ認められるとされていた⁶⁴。

この点につき、アメリカ連邦最高裁判所は1905年のGuthrie v. Harkness事件⁶⁵において、次のように述べている。すなわち、「調査権 (right of inspection) は、会社財産の実質的な保有者である株主の単なる代理人にすぎず、株主のためにその財産を会社が管理しているという命題 (proposition) に基づく」とする⁶⁶。さらに、1995年のKaren Shaw and Forrest Foster v. Agri-Mark, Inc.事件⁶⁷では、「調査権 (inspection right) は、株主の会社財産の所有に対する付帯的権利として考えられる」としつつ、「自己防衛の問題として、株主は会社の割合的所有者 (a part owner) として、その代理人がどのように会社業務を遂行しているかを知る権利を有している」と述べている⁶⁸。

コモン・ロー上の権利として、株主による会社情報の収集権は認められていたものの、会社業務に重大な混乱を生じさせた。そのため、裁判所の多くでは、絶対的な権利であるとは考えておらず、適切な時間及び場所 (at a proper time and place) で、正当な目的のために行使されることが要求

⁶¹ こうした判示は、イリノイ州での紛争であったことも一因であったともいえよう。すなわち、当時の同州では、株主による会社情報の収集権に権利行使要件を設けており、そこではその行使に先立ち、6か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する株主に限定していた(拙稿・前掲注(10)専修法研論集56号26頁)。ちなみに、Fletcher, *supra* note 55では、この記述が削除されている。

⁶² Cox=Hazen, *supra* note 48, at 454. さらに興味深い点は、株主だけではなく取締役についても認めていたことである(この点については、拙稿・前掲注(10)専修法研論集56号15頁を参照)。そのうえ、現在では、アメリカ法律協会(American Law Institute)が策定及び採択している「コーポレート・ガバナンスの原理: 分析と勧告(Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations)」や後述の模範事業会社法においても、取締役の会社情報の収集権が認められている。その一方で、わが国においては取締役が会計帳簿等の閲覧を求めた東京地裁平成23年10月18日判決(金判1421号60頁)によれば、その閲覧は認められないとする。

⁶³ William W. Cook, 2 A Treatise on the Law of Corporations Having a Capital Stock, 1763 (8th Ed., 1923). また、山田弘之助「株主の会計帳簿閲覧権と検査役選任請求権」鈴木忠一編『松田判事在职40年記念 会社と訴訟(上)』567頁(有斐閣、1968年)は、アメリカにおいて、会社は株主の契約的結合であるという基本的立場が採られていたことから、株主の会社情報の収集権も単独株主権として、一切の会社情報につき適切な時間及び場所であつ正当な目的で請求する限り拒否されないという強固な権利されていたとする。

⁶⁴ この他に、会社の財務状況又は会社業務の運営に関して、信頼できる情報を受領する権利に対応するものといわれる(Frank G. Newman, *Inspection of Stock Ledgers and Voting Lists*, 16 Sw. L. J. 439, 440(1962))。

⁶⁵ 199 U.S. 148(1905). Guthrie v. Harkness事件については、米山毅一郎「アメリカ法における株主の株主名簿閲覧請求権 - 『正当目的 (proper purpose)』に関する一考察 - 」法雑38巻2号395 - 396頁(1992年)も参照。

⁶⁶ *Id.*, at 155.

⁶⁷ 663 A.2d 464(Del. 1995).

⁶⁸ *Id.*, at 467. こうした判示から、Randall S. Thomas, *Improving Shareholder Monitoring of Corporate Management by Expanding Statutory Access to Information*, 38 ARIZ. L. REV. 331, 336 Fn. 24(1996)は、会社情報の収集権の理論的根拠である所有権理論と代理人理論が重複していると述べている。

されていた。この正当な目的とは、株主としての利益に密接に関連し、正当かつ適法で、会社の利益を害するものではないものといわれる⁶⁹。あるいは、前述の Agri-Mark 事件においては、「株主が、会社情報の収集によって、保護することを求める利益に関連する目的」との見解を示している⁷⁰。こうした正当な目的等の制限は、権利の行使が阻害されないようにすることを確保するために必要なものと考えられていた⁷¹。

ただ、コモン・ロー上の会社情報の収集権の不当拒絶に対する主たる救済手段である職務執行令状の発布⁷²を求める訴訟において、次のような問題があった。すなわち、裁判所は事案のあらゆる事実又は状況を慎重に検討し、収集の対象となる会社情報の性質や、会社の拒絶理由、会社情報の収集を請求する株主の具体的な理由や請求の合理性、さらには通常の会社業務への影響等を考慮して、発布の認否を判断した⁷³。このため、会社情報の収集権の行使が拒絶された場合の株主の負担は大きかった点に留意が必要であろう。このことから、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は、過度に制限されているとの批判もあった⁷⁴。

(2) 初期の制定法における株主の会社情報の収集権

19世紀に入り、会社の在り方が大規模かつ複雑化した。こうした変化に伴い、株主は会社業務に関する信頼できる情報を得る必要性が高まったが、そうした情報は法による積極的な手段の提供がなければ入手することが困難であった。しかし、株主が会社に対する監督機関としての役割に鑑みるならば、会社情報の入手は不可欠なものと考えられた⁷⁵。

他方で、会社の経営陣が株主による会社情報の閲覧を認めることに対する抵抗が強くなった。そこで、19世紀後半には、ほとんどの州立法者は、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権を強化し、絶対的なものとする制定法を制定した⁷⁶。そこでは、正当な目的を有するということは閲覧の必要条件となっていなかった。さらに、会社及び取締役に対する不当拒絶に対する罰則を規定していたことも相俟って、株主による閲覧が不当又は違法な目的であったとしても、それを拒絶することができないと考えられた⁷⁷。その結果として、恐喝目的や競業者による会社情報の収集権の行使

⁶⁹ Susan B. Hoffnagle=Jolyan A. Butler, Shareholders' Right to Inspection of Corporate Stock Ledger, 4 CONN. L. REV. 707, 709(1972).

⁷⁰ 663 A.2d 464, at 467(Del. 1995).

⁷¹ Samuel M. Koenigsberg, *Provisions in Corporate Charters and By-laws Governing the Inspection of Books by Stockholders*, 30 GEO. L. J. 227, 228(1942).

⁷² コモン・ロー上の権利執行手段として、職務執行令状の他に、エクイティ上の作為命令的差止め命令 (mandatory injunction in equity)、公判前尋問 (examination-before-trial)、裁判上の証拠開示及び検査 (discovery-and-inspection) が考えられている (George D. Hornstein, 2 Corporation Law and Practice, 125-126(1959))。

⁷³ Cook, *supra* note 63, at 1771.

⁷⁴ Wiley B. Rutledge, Jr., *Significant Trends in Modern Incorporation Statutes*, 22 WASH. U. L. Q. 305, 331(1937).

⁷⁵ James Willard Hurst, *The Legitimacy of the Business Corporation in the Law of the United States 1870-1970*, 89(1970). 当時、会社情報を入手する手段として、会社情報の収集権の他に、会社に対して定時報告書 (periodical report) の作成を通じた情報開示を要求した。その点については、拙稿・前掲注 (10) 専修法研論集57号12頁以下を参照されたい。

⁷⁶ Hurst, *supra* note 75, at 90; Newman, *supra* note 64, at 441.

⁷⁷ そのように判示した判例として、たとえば、1897年の Henry v. Babcock & Wilcox Co. 事件 (89 N.E. 942(1909)) がある。同事件では、ニューヨーク州法における株主の会社情報の収集権の解釈として、「ニューヨーク州法は、株主に絶対的な権利を認めており、会社及び株式帳簿 (share book) の管理人 (custodian) に絶対的な義務を課している。法は会社情報の調査を請求した者の側に特定の意図の陳述又は証明を要求していない」と述べている (*Id.*, at 943)。なお、Henry v. Babcock & Wilcox Co. 事件については、久保田・前掲注 (52) 495頁注134も参照。

が増大した⁷⁸。

もっとも、全ての州が株主による会社情報の収集権を絶対的な権利として認めていたわけではない。絶対的な権利として認めていなかった州法としては、ニューヨーク州法がある。同法の1916年及び1918年改正で、株式帳簿 (share book) につき、株式の6か月以上又は発行済株式の5%以上の保有を株主に要求するようになった⁷⁹。その他に、権利行使の正当性の立証責任が株主から会社に転換されたとする判例もあった⁸⁰。

その一方で、次のようにも考えられていた。すなわち、株主による会社情報の収集権の行使が、会社に対して敵対的もしくは会社の利益とは無関係な目的である場合には、会社の抗弁を認めるべきであるとされた。さらに、会社役員の不当拒絶に対する罰則についても、会社全体の利益を保護するための正当な拒絶であったとしても、結果として個人責任を課されることは不合理であると主張されていた⁸¹。

そうした批判もあり、1930年代になると、株主による会社情報の収集権をコモン・ロー上のように制限する結果となった⁸²。そこでは、絶対的な権利としての株主の会社情報の収集権による阻害行為から会社を保護しようとするものであった。たとえば、ミシガン州やルイジアナ州では、請求の日に先立つ一定期間で、発行済株式総数の10%を保有していなければならないとした。ルイジアナ州では、そうした制限に加えて株主が会社の競業者である場合に発行済株式の25%を保有しなければならないとしていた。また、アイダホ州では、保有株式が総株式資本 (total share capital) の10%以下であれば取締役による特別の承認がある場合を除いて、株主名簿を閲覧することが認められなかった⁸³。

(3) コモン・ローと制定法との関係

会社情報の収集権に関するコモン・ローと制定法との関係は、制定法がコモン・ロー上の権利を代替するというよりも補完するものと考えられている⁸⁴。このように考えられる理由として、次のことが考えられる。すなわち、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は、株主名簿、会計

⁷⁸ Note, "Proper Purpose" for Inspection of Corporate Stock Ledger, 1970 DUKE L. J. 393, 395(1970); Rutledge, *supra* note 74, at 331. そのうえ、株主の会社情報の収集権が絶対的なものとして考えられた場合、次のような問題が生ずることも指摘されていた。すなわち、会社の株式が分散して保有されている場合、株主名簿の閲覧によって得られた情報を利用して、会社支配権を獲得する目的とする株式の買い集めや新規に設立した会社の株式を売り込むことを目的とした強要の材料となり、結果として、会社の健全性や他の株主の利益を害すると考えられた (See, Arthur Stone Dewing, 1 The Financial Policy of Corporations, 89-91(6th Ed., 1953))。

⁷⁹ Cook, *supra* note 63, at 1788.

⁸⁰ そのような見解を採用した判例として、1922年のState ex rel. Theile v. Cities Service Co.事件 (115 A. 773 (Del. 1922)) がある。同事件では、次のように述べている。「制定法は、コモン・ロー上の規則を宣言することを意図するものではなく、したがって、制定法が優先する。それどころか、制定法は、適切な又は正当な、もしくは明確なあるいは適法な目的の調査を表す理由又は状況を示す必要はないという文言で、株主へ積極的に権利を与えている。だが、それが真実であるとしても、会社又は帳簿 (books) の管理人は、請求者が目的のない好奇心、もしくは不当な又は違法な目的のために会社情報の収集を請求していることを証明しうならば、そのような証明は、企図された権利の行使を認めることを拒絶するための十分な根拠を構成する」として、権利行使の正当性の立証責任を会社に負わせた (*Id.*, at 775)。同事件については、米山・前掲注 (65) 400-401頁も参照。

⁸¹ Stevens, *supra* note 57, at 491-492.

⁸² Thomas, *supra* note 68, at 339.

⁸³ Rutledge, *supra* note 74, at 331-332.

⁸⁴ Cox=Hazen, *supra* note 48, at 454.

帳簿、定款、取締役会や株主総会等の議事録のみならず、契約書、信書 (correspondence)、納税申告書 (tax return)、会社の物的設備 (physical plant) が対象であった⁸⁵。ただ、州の制定法によっては株式原簿 (stock ledger) や株主名簿 (list of shareholder) といった一定の会社情報の収集のみに限定していた。そのため、制定法で規定されている以外の会社情報の収集については、コモン・ロー上の権利を会社情報の収集手段としていた⁸⁶。このように、会社情報の収集権については、制定法の欠缺又は不備等をコモン・ロー上の権利で充足し、株主の会社情報の収集を十分なものとしていた。このことから、制定法とコモン・ローの関係は補完するものと位置付けられている。

他方で、多くの法域では、制定法が整備されたとしても、コモン・ロー上の会社情報の収集権は無効にされていないと考えられている⁸⁷。しかし、制定法で会社情報の収集権が整備されたことによって、コモン・ロー上の権利は無効にされたとする判例として、1983年の *Caspary v. Louisiana Land and Exploration Company* 事件⁸⁸がある。同事件で、裁判所は、1868年メリーランド州法が、コモン・ロー上の会社情報の収集権を無効にしたと判示する。その後の同法は1908年に改正されていたが、それはコモン・ロー上の権利を無効にすることを意図した立法であるとしたうえで、制定法上の会社情報の収集権が、その法域全体に適用されるものとした⁸⁹。

3. 統一事業会社法及び初期の模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

(1) 統一事業会社法における株主の会社情報の収集権

アメリカにおいて、株主の会社情報の収集権を規定する制定法の一つとして、アメリカ法曹協会 (American Bar Association) が起草した模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) がある。同法を検討するうえで、1928年に統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform Business Corporation Act) が起草した統一事業会社法 (Uniform Business Corporation Act) を確認しておく必要がある。すなわち、同法は20世紀初頭における各州制定法が有していた問題点を解決するために、各州法の統一を目的として起草されたものであり、模範事業会社法が公表される以前に州法の統一化を試みた点で重要であると考えられる⁹⁰。

1928年に統一州法委員会全国会議によって公表された統一事業会社法では、35条4項で株主の会社情報の収集権を規定していた。そこでは、すべての株主が自己又は代理人によって、合理的な時間に合理的な目的で (at any reasonable time or times, for any reasonable purpose)、株式登録簿 (share register)、会計帳簿、株主総会及び取締役会議事録を閲覧し、それらを謄写する権利を認めていた。同法では株主の会社情報の収集権とそれに対応する取締役の義務につき、コモン・ロー

⁸⁵ Harry G. Henn=Johon R. Alexander, *Laws of Corporations and Other Business Enterprises*, 537(3rd Ed., 1983).

⁸⁶ Cox=Hazen, *supra* note 48, at 462.

⁸⁷ Browning Jeffries, *Shareholder Access to Corporate Books and Records: The Abrogation Debate*, 59 *DRAKE L. REV.* 1087, 1113(2011).

⁸⁸ 707 F.2d 785(4th Cir. 1983). *Caspary v. Louisiana Land and Exploration Company* 事件については、田村詩子「株主による株主名簿の閲覧請求」商事1228号35頁(1990年)も参照。

⁸⁹ Note, *Caspary v. Louisiana Land & Exploration Co.-The Common Law Right to Inspect Corporate Records for Proper Purpose*, 43 *MD. L. REV.* 572, 576(1984).

⁹⁰ 統一事業会社法の公表経緯と株主の会社情報の収集権の詳細については、久保田安彦「1928年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法75巻4号80頁(2000年)、拙稿・前掲注(10)専修法研論集57号4頁以下を参照されたい。

上での会社情報の収集権と同様に、会社情報を収集する動機又は目的の合理性で、その行使の認否について判断していた。

(2) 模範事業会社法の公表と株主の会社情報の収集権

1950年にアメリカ法曹協会によって公表された模範事業会社法では、46条で株主の会社情報の収集権を規定していた⁹¹。そこでは、まず、会社情報の収集権を行使できる株主を、その行使に先立ち、6か月以上株式を継続的に保有するか、又は発行済株式総数の5%以上の株式を保有する者に限定していた。その要件を前提に、会社情報の収集権は合理的な時間に正当な目的のために行使されなければならなかった。統一事業会社法では「合理的な目的」であったが、模範事業会社法では「正当な目的」に改められている。もっとも、その内容に差異はないと考えられる。

そのうえで、収集の対象となる会社情報は、会計の帳簿及び記録 (books and records of account)、各種議事録 (minutes) 及び株主名簿 (record of shareholders) であった。株主による会社情報の収集権の対象は、統一事業会社法を同じである。ただ、コモン・ロー上の株主による会社情報の収集権は、会社のあらゆる文書であったことに比べると、収集の対象が限定されている。

ただし、株主が請求の2年以内に株主名簿を売却又は提供した場合、会社情報に含まれる情報につき不適切な利用があった場合や、善意 (good faith) で請求していないとき又は不当な目的であるときは会社情報の収集を拒絶できるとした。その一方で、コモン・ロー上の会社情報の収集権は、当該権利行使の遅滞やそれに伴う費用によって阻害されていた。罰則が課されていなかったことも相俟って、会社又はその経営陣は閲覧を拒絶することによって、株主が十分な情報を得る前に、株主に権利行使の遅滞とそれに伴う費用を生じさせた。これを防止するために、模範事業会社法46条に基づく請求を拒絶した役員らに、他の法律で与えられている救済に加えて、個人責任を定め、そこでは請求した株主が保有する株式価値の10%の罰金を課すものであった⁹²。

(3) 1969年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

模範事業会社法は、株主の会社情報の収集権について1969年に比較的軽微ではあるものの、重要な改正がされている⁹³。まず、同年改正の形式的な改正点として、株主の会社情報の収集権が52条で規定されることとなった。次いで、実質的な内容についても、以下の3点が改正された。

第1に、会社情報の収集権の行使目的に関連のある会社情報に限定したことである。これにより、会社を費用のかかる濫用的な情報収集の可能性から保護することとした。

第2に、会社情報の収集権の行使者の範囲を拡大した。これは、株式の保有者のみならず、議決権信託証書の保有者にも会社情報の収集権を認めるものである。すなわち、証書を6か月又は5%

⁹¹ 模範事業会社法の公表経緯等の検討につき、拙稿・前掲注(10) 専修法研論集57号20頁以下、同58号49頁以下を参照されたい。

⁹² この不当拒絶に対する罰則規定については、株主による会社情報の収集権の保障という観点からかねてより疑問が提起されており、アメリカの判例上も問題となっていた。そうした判例の動向につき、拙稿「アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権に関する問題点の検討～模範事業会社法の1970年代の展開を中心に～」専修法研論集59号所収予定を参照していただくと幸いである。

⁹³ 1969年改正後の模範事業会社法における株主による会社情報の収集権の条文とその検討につき、拙稿・前掲注(10) 専修法研論集58号70頁以下を参照されたい。

以上の株式と等しい証書の保有者にも、会社情報の収集権を付与した。

第3に、会社記録の保存形式について、マイクロフィルム等といった書面以外の形式で会社情報の保存を認めるというものであり、これは当時の実務を追認したものとされている。この改正は、会社に対して会社情報の保存形式に柔軟性を認めるものであった。しかし、書面以外の形式で会社情報が保存されている場合、会社情報の収集権が行使された時に提供する形式は書面でなければならず、書面以外の形式で保存していたとしても書面に交換できることを条件としていた。

4. 1984年改正以降の模範事業会社法等における株主の会社情報の収集権の動向

(1) 1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

模範事業会社法の1984年改正は、それまでの株主による会社情報の収集権を形式的にも内容的にも抜本的な改正がされている⁹⁴。1984年改正模範事業会社法の多くの規定は、法定した目的を明らかにし、規定の適用可能性について解釈の余地を残さない具体的なものであった。そうした規定の一つとして、株主の会社情報の収集権が位置付けられている⁹⁵。

1984年改正模範事業会社法では、4つの条文から構成される第16編A節において、株主の会社情報の収集権が規定されていた⁹⁶。そこでは、詳細かつ包括的な規定が置かれ、明確で容易に理解することができる条文となっていた。具体的に、16.01条では、一定類型の会社情報の保存を会社に要求し、それらは、5つに分類される。第1に、各種議事録 (minutes) 及びその他の会社経営陣又は株主の活動の記録 (other records of management and stockholder activities) である。第2に、株主、役員及び取締役の名簿があり、第3に、会計帳簿である。第4に、会社組織又は資本構成の変更に関する文書 (documents) である。第5に、会社によって作成され、すべての株主の送付された財務報告書及び文書である。

次いで、16.02条では、株主の会社情報の収集権に関する内容と手続きについて規定する。まず、株主は、会社に対して、会社情報の収集を希望する5日前に通知することを要求する。この期間内に会社は、株主の会社情報の認否を判断することとした。

その通知を前提に、2つの異なる類型の会社情報を類型に応じた基準で区別して規定していた。16.02条 (a) 項は、会社の主たる事務所で保存することが要求されている会社情報の閲覧謄写を求めると規定する。そうした会社情報は株主の利益に直接関係する会社情報であるためとされている。同条 (b) 項では、会計帳簿や株主名簿といった機密性の高い会社情報の収集について定めていた。それらは同条 (c) 項で規定する①善意かつ正当な目的で、②調査の目的が合理的でかつ調査する会社情報が明示され、③会社情報の対象が調査の目的と直接関連があるという3つの要件を充たした株主が閲覧等を行うことができた。

そして、16.03条は株主が会社情報の収集権について、代理人等を利用することを認めていた。その他に、同条では会社情報の謄写の方法についても具体的に列挙していた。さらに、株主が株主

⁹⁴ 1984年改正模範事業会社法と株主による会社情報の収集権の検討については、別稿において検討する予定であり、そちらを参照していただくと幸いである。

⁹⁵ Robert W. Hamilton, *Reflections of a Reporter*, 63 TEX L. REV. 1455, 1468(1985).

⁹⁶ See, James L. Young, *Texas Law on Stockholders' Inspection Rights: How Does It Stack Up Against Delaware Law and the Model Business Corporation Act?*, 40 SW. L. J. 845, 849-851(1986). 1984年改正模範事業会社法の邦訳として、北沢正啓＝平出慶道訳『アメリカ模範会社法』139頁以下 (商事法務研究会、1988年) や、並木俊守「アメリカの株主名簿の閲覧権」日法52巻3号10頁以下 (1987年) 等がある。

名簿の閲覧を請求した場合、会社に株主の請求日以後に編纂された (compiled) 株主名簿を提供することを要求した。

そのうえで、16.04条は会社情報の収集権の機能を十分に発揮するための救済手段について規定していた。すなわち、裁判所は、16.02条 (a) 項に関する訴訟において、会社情報の調査及び謄写の略式命令 (summary order) を発する権限を有していた。16.02条 (b) 項に関する訴訟においても、裁判所は会社情報の調査及び謄写について迅速な手続きで命令することが要求されていた。さらに、これらいずれの訴訟においても、裁判所は、株主の訴訟費用を会社が支払うことを命令することもできた。他方で、株主による会社情報の収集権の行使を通じた潜在的な阻害行為から会社を保護するために、裁判所は、収集の対象に合理的な制限をすることや、得られた情報の利用並びに配布 (dissemination) を制限する権限も有していた。

(2) 現在の模範事業会社法における株主の会社情報の収集権

2008年にアメリカ法曹協会の企業法部の会社法委員会 (Committee on Corporate Laws of the Section of Business Law) は模範事業会社法を現代化したものを公表した⁹⁷。その後、2010年に株主の会社情報の収集権に関する改正がされている⁹⁸。

その改正では、16.02条 (b) 項が追加されている。これは、議決権の基準日 (record date for voting) が通知の日より後に到来し、株主が通知の日以後に議決権が付与される場合に、その株主は会社によって提供される株主総会に関する通知又はその他の情報を会社から受領する権利を定めるものである。その情報は請求に基づいて提供されるものであるが、これはウェブサイトや他の一般に認められた方法によって作成され、株主がそれを入手することが可能であるという要件を充たせば、情報の提供をする義務を負わない。もっとも、会社からの情報提供の欠陥は、株主総会における決議等の行為の法的有効性には影響せず、この規定は、会社以外の者によって株主に情報が提供された場合には適用しないとされている⁹⁹。

(3) デラウェア州法における株主の会社情報の収集権

アメリカにおいて、株主の会社情報の収集権につき、重要な規定を置いている州として、デラウェア州がある。すなわち、同州は株主よりも経営者を優遇するといわれており、会社の設立州がデラウェア州であれば、同州法及び判例法が適用されることから、同州の会社法は、アメリカ会社法の発展において極めて重要な役割を果たしている¹⁰⁰。株主の会社情報の収集権についても、模範事

⁹⁷ Jeffries, *supra* note 87, at 1107. 同論文ではそのように述べているが、実際はModel Business Corporation Act Annotated (3rd Ed.)の改訂を指すものと思われる。なお、Model Business Corporation Act Annotatedの意義につき、See, Melvin Aron Eisenberg, *The Model Business Corporation Act and the Model Business Corporation Act Annotated*, 29 BUS. LAW. 1407, 1414(1974)

⁹⁸ ちなみに、1984年改正以後の会社情報の収集権に関する重要な改正として、2010年の改正以外に、1998年に取締役の会社情報の収集権や後述の実質的所有者の名簿 (NOBO List) 等に関する手当てがされている。さらに、2016年には、会社情報の収集権の包括的な改正が提案されている。See, Corporate Laws Committee, ABA Business Law Section, *Changes in the Model Business Corporation Act-Proposed amendments to Chapter 16*, 71 BUS. LAW. 547(2016). こうした点については、別稿において検討する予定である。

⁹⁹ 4 Model Business Corporation Act Annotated (4th Ed.), 16-15.

¹⁰⁰ カーティス・J・ミルハウプト『米国会社法』9頁、12頁 (有斐閣、2009年)。詳細については、拙稿・前掲注(10) 専修法研論集56号32頁以下を参照されたい。

業会社法と並んで重要性が大きいと考えられている。そこで以下では、デラウェア州における株主の会社情報の収集権について概観していくこととする¹⁰¹。

デラウェア州における株主の会社情報の収集権は、1899年に同州会社法が採択された際に認められることとなったが、1967年に実質的な改正がなされ、現在はデラウェア州一般会社法 (Delaware General Corporation Law) の220条で定められている。デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権は、いくつかの改正を経て、株主が当該権利を行使するために充たさなければならない基準を定めている。第1に、会社情報の収集を請求することのできる者は、名義株主又はその株主に権限を付与された代理人ということである。第2に、株主は会社情報の収集する目的を示す誓約書を提出しなければならない。この目的は会社情報の収集権を裁判所が認める不適切な取引や経営過誤が行われていないかどうかを調査するためといった「正当な目的」でなければならない¹⁰²。

株主がこれらの要件を充たす場合、基本的にはすべての会社情報を収集する権限が与えられる。その株主につき、デラウェア州会社法は株式原簿 (stock ledger)、その他の会社情報、子会社の会社情報 (books and records of a subsidiary) を閲覧する権限を与える。会社情報の収集権の権利行使要件を充たす株主に対し、会社が当該請求を拒絶したならば、株主はデラウェア州会社法220条の要件を充たすとして、デラウェア州エクイティ裁判所に会社情報の収集権の強制執行を求めることができる。エクイティ裁判所は、その際に次の3つのことを基準として、株主に会社情報の収集権の権限を付与するかどうかを判断する。第1に、会社情報の収集権の行使に関する請求が手続的要件を遵守していることである。第2に、会社情報の収集の目的が正当であることである。第3に、その目的が株主としての地位に合理的な関係があることを要する。デラウェア州会社法は会社情報の収集の範囲又は状況、もしくは両者に制限を課すことをエクイティ裁判所の裁量として与えている。もっとも、エクイティ裁判所は法律の委任がないときでさえ、衡平の観点から制限を課す権限を有していた。

四. アメリカの連邦証券諸法による会社情報の収集権

1. 連邦証券諸法の意義と情報開示

アメリカでは、連邦証券諸法が実質的な連邦会社法として機能している。すなわち、日本と異なり、連邦制を採用しているアメリカにおいては、統治権が憲法上、連邦と州とに分属している。会社法は州によって制定されているが、会社に関する分野を規制する連邦法も制定されている¹⁰³。そうした会社に関する連邦法の中でも代表的なのが、1929年の世界大恐慌における証券詐欺等の教訓

¹⁰¹ そうした指摘をする論稿として、Fred S. McChesney, "Proper Purpose," *Fiduciary Duties, and Shareholder-Raider Access to Corporate Information*, 68 U. CIN. L. REV. 1199, 1202(2000). なお、デラウェア州における株主の会社情報の収集権につき、See, Abbe M. Stensland, *Protecting the Keys to the Magic Kingdom: Shareholder's Rights of Inspection and Disclosure in Light of Disney*, 30 J. CORP. L. 875, 880(2005).

¹⁰² デラウェア州会社法における「正当な目的」の意義と近時の判例の動向については、釜田薫子「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証－『信頼できる根拠』基準の適用－」同法67巻6号148頁以下 (2015年) を参照。ちなみに、1967年改正前のデラウェア州会社法における会社情報の収集権につき、拙稿・前掲注 (10) 専修法研論集56号34頁以下を参照されたい。また、デラウェア州会社法における株主の会社情報の収集権の沿革につき、See, Thomas, *supra* note 68, at 335.

¹⁰³ カーティス・前掲注 (100) 15頁。

を踏まえて制定された1933年証券法 (Securities Act of 1933) 及び1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) であり、両法は合わせて連邦証券諸法と総称される¹⁰⁴。同法は、情報開示の理念のもと、証券の発行者に対して財務情報等の情報開示 (disclosure) を求め、その正確性を担保するために民刑事の責任を課している¹⁰⁵。

他方で、連邦証券諸法の適用のある上場会社においては、株式所有が分散しており、取締役の選任や会社の重要事項の決定について経営者が株主の賛成を求める委任状勧誘を行うことが決議を成立させるために不可欠となっている¹⁰⁶。そのため、株主総会の前段階である委任状勧誘の段階で株主総会における決議の大勢は決せられることとなることから、委任状勧誘に関する規制については1934年証券取引所法が定めている。その委任状勧誘規制とは直接の関連はないものの、同規制に関する問題として株主名簿の閲覧が言及されている¹⁰⁷。そこで、以下では連邦証券諸法における株主の情報収集についてみていくこととする。

2. 委任状勧誘における会社情報の収集権

委任状勧誘において、株主名簿に記載されている情報は重要である。すなわち、株主名簿を閲覧・謄写することは委任状勧誘を促進するだけでなく、委任状勧誘を決断する以前に、株式保有の集中、株主の地理的分布やその他の株主に関する事柄に関する必要な情報を得ることである。そこで、連邦証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)¹⁰⁸は、1934年証券取引所法14条に基づき制定された委任状規則14a-7において、会社経営陣が委任状を勧誘することを意図するならば、株主には会社から株主名簿の閲覧を請求する権限が与えられている¹⁰⁹。

ちなみに、アメリカにおいては、株式の大多数が、実質上の所有者の便宜を図るため、その名義では保有されていない。その代わりに、銀行やブローカーの名義で保有されており、これをストリートネームという。委任状規則による情報開示は実質的保有者に届くべきであるという考え方から、1934年証券取引所法14条 (b) 項及び同規則14a-13・14b-1・14b-2は委任状書面及び添付資料が証券の実質的保有者に配布されるように規制している¹¹⁰。

委任状規則14a-7においては、株主が株主名簿の閲覧を請求する権利を有している。しかし、その請求に対して、会社には株主へ株主名簿を提供するか、会社が請求する株主の費用で委任状勧誘に関するもの又は株主によって提供される他の意思疎通に係る書面を送付するといういずれかを選択する権限が与えられている¹¹¹。これに対して、会社は実質的所有者の名簿 (NOBO List) の開

¹⁰⁴ 松岡・後掲注 (108) 32頁参照。

¹⁰⁵ 黒沼悦郎『アメリカ証券取引法 (第2版)』4頁 (弘文堂、2004年) 参照。

¹⁰⁶ 黒沼・前掲注 (105) 201頁。

¹⁰⁷ カーティス・前掲注 (100) 15、118頁参照。

¹⁰⁸ 連邦証券取引委員会の意義や組織体制、近時の活動状況については、松岡啓祐「証券市場・公開会社規制と米国SEC (連邦証券取引委員会) の活動状況～組織改革の動向を中心として～」専修ロー 8号31頁 (2013年)、同「近時のアメリカの金融・資本市場の規制改革の動向について～2013年における連邦証券取引委員会 (SEC) による活動状況の検討を中心に～」専修大学今村法律研究室報62号1頁 (2015年) を参照されたい。

¹⁰⁹ Fletcher, *supra* note 55, at 262.

¹¹⁰ 黒沼・前掲注 (105) 207頁。そうした規則が制定された経緯につき、柳明昌「株式振替制度における株主情報の入手可能性」西南37巻4号22頁以下 (2005年) 等を参照。ストリートネームによる株式保有についての沿革につき、拙稿・前掲注 (17) 専修法研論集55号79頁以下を参照されたい。

¹¹¹ Thomas, *supra* note 68, at 361.

示を避けるために後者の選択をするといわれている¹¹²。

とはいえ、委任状規則14a-7は拒絶することのできない絶対的なものであると考えられている。すなわち、州会社法に基づく会社情報の収集権では、その行使が不当な目的という会社の抗弁により拒絶をされる可能性がある。そのうえ、委任状規則に基づく株主の会社情報の収集権は、会社経営陣が委任状勧誘を始めたときに開始され、株主総会において、取締役の選任について議決権を有する株主について記載された会社情報である議決権者名簿 (voting list) の作成が要求される時期よりも早い段階で委任状勧誘を行えることになる¹¹³。

3. 連邦証券諸法の問題点

このような規制をする連邦証券諸法については、次のような問題点がある。第1に、委任状規則14a-7により提供される株主名簿には、株主の名前と住所しか記載されておらず、会社経営陣の変更を成功させるための評価をするために必要な株主の保有株式数やその他の重要な情報は除外される可能性がある。そのうえ、会社が株主名簿を提供する代わりに、経営陣は対抗者の委任状資料を送付するという選択権を行使することができる。そのことから、株主が訴訟によって株主名簿の獲得することを未然に防ぐことが可能となる。他方で、経営陣ではない者による委任状勧誘は、SEC規則に服することになるとしても、これは株主による州法で認められている会社情報の収集権又は委任状勧誘その他の目的のために株主名簿を得ることを妨げるものではないと考えられている¹¹⁴。

ただ、株主名簿に記載されている情報が得られなければ、株主はすべての株主へ個人的に勧誘することができず、会社が委任状勧誘資料を送付することに依拠せざるをえない。さらにこの選択は、会社が送付の時期を掌握し、送付される資料を会社が先に知ることから、委任状合戦においては株主が後手に回ることとなる。このため、株主は株主名簿の情報を得るために、連邦法よりも州法をその手段とする¹¹⁵。

第2に、株式公開買付け (tender offer) の場合である。すなわち、連邦証券諸法は会社に対して、公開買付者への株主名簿の開示を認めているが、会社経営に異議を唱える者に対して、株主の情報を積極的に開示することは稀であるとされている。そこで、公開買付者もその対象となる会社の株主になり、会社法における会社情報の収集権を行使することになる。ただ、公開買付けが州会社法上の権利行使に際して要求される正当な目的にあたるかどうかについての解釈は判例法に委ねられており、しばしば紛争が生じている¹¹⁶。

¹¹² 黒沼・前掲注(105) 208頁。

¹¹³ James B. Watson, *Protecting the Shareholder's Right to Inspect the Share Register in Corporate Proxy Contests for the Election of Directors*, 50 S. CAL. L. REV. 1273, 1289(1977).

¹¹⁴ Fletcher, *supra* note 55, at 263. その点に関する判例として、See, *Alabama Gas Corporation v. Morrow*, 93 So.2d 515(Ala. 1957).

¹¹⁵ Thomas, *supra* note 68, at 361. なお、株主の会社情報の収集権と連邦証券諸法の規制する委任状勧誘や議決権者名簿との関係については、別稿で検討する予定である。

¹¹⁶ この点については、木村真生子「公開買付けにおける敵対的買収による株主名簿閲覧請求権の行使」筑波ロージャーナル17号46頁以下(2014年)、黒沼・前掲注(105) 184頁を参照。また、See, McChesney, *supra* note 101, 1199. ちなみに、この点を争点とするわが国の判例として、東京地裁平成24年12月21日決定(金判1408号52頁)がある。同決定については、松岡＝澤山・前掲注(7) 195頁を参照していただくと幸いである。

五. 結びに代えて

本稿では、日米の会社法における会社情報の収集権について、その理論的根拠や歴史的展開等を手がかりに検討してきた。そこでは、どのような違いがみられるであろうか。日米の会社法における会社情報の収集権は、その沿革を含め、規定の在り方やその対象には大きな違いがある。また、その位置付けも大きく異なっており、どのように位置付けるかは、拒絶事由や権利行使要件の在り方もしくは権利濫用となる判断基準を考えるうえで、重要な観点になるものと考えられる。

そのうえで、株主の会社情報の収集権については、具体的に、次の3つの点が検討課題となりうる。第1に、わが国の会社法は、会計帳簿や取締役会議事録の閲覧謄写請求権（会社法433条1項、371条2項）等のようにまとまって規定されておらず、分かりづらい規定となっている。この点、たとえば、アメリカの1984年改正模範事業会社法においては16.01条で会計帳簿、各種議事録、株主名簿等の作成義務を課し、その調査権を16.02条で規定しており、参考となる可能性もありうる。第2に、わが国における株主の会社情報の収集権でも、会計帳簿や取締役会等の議事録についてはその他の会社情報の収集権と権利行使要件が異なり、再検討が必要となるかもしれない。第3に、権利行使によって得られた会社情報をコーポレート・ガバナンスの向上に繋がらなければ、権利の濫用として評価されることも十分にありうる。たとえば、取締役の説明義務等とともに株主総会を活性化させるために昭和56年商法改正により導入された株主提案権¹¹⁷について、その行使が権利濫用として評価された東京高裁平成27年5月19日判決との関連も重要な検討課題となる。その判断にあたっては、アメリカにおける会社情報の収集権の認否にあたっての判断基準となる正当な目的の解釈や内容を検討する必要がある。

他の株主権の関係という観点からは、株主代表訴訟提起権や違法行為差止請求権といった監督は正権との連関が重要となる¹¹⁸。さらに、わが国特有の問題として、株主による会社情報の収集権と検査役選任請求申立権の関係の調整も検討すべき課題であると考えられる。その他にも、決算書類に係る金融商品取引法における情報開示や、金融庁又は金融商品取引所による適時開示との重複という点についても調整が必要になろう¹¹⁹。

¹¹⁷ 株主提案権の導入経緯については、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫『新版注釈会社法（5）株式会社の機関（1）』60頁[前田重行]（有斐閣、1986年）、岩原・前掲注（19）100頁[青竹正一]、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法第4巻 機関・1』95頁[森田章]（中央経済社、2008年）を参照。また、株主提案権の母法であるアメリカの制度を紹介した論稿として、小杉杉次「株主提案権－SECによる提案権の規制－」専法24号57頁（1977年）等がある。

¹¹⁸ わが国における会社法上の監督は正権と株主の会社情報の収集権との関係については、中村信男「株主権の機能的連関」石山卓磨＝上村達男編『酒巻俊雄先生還暦記念 公開会社と閉鎖会社の法理』507頁以下（商事法務研究会、1992年）を参照。なお、同・518頁は、個々の権利の内容的改善だけではなく、会社法上規定されている監督は正権を情報収集権も含めて機能的に連関させることが重要な課題であるとする。それを前提に株主権の濫用を抑制する方策を講ずることが、株主の地位の強化が図られうると述べている。

¹¹⁹ たとえば、計算書類と財務諸表といった会社法と金融商品取引法との概念の違いも整理する必要がある。その他に、本研究の問題の端緒である株式の流通という点からも、株式を上場しているか否かの違いで大きく異なるものとなっている。そのため、いわゆる上場会社においては、会社法と金融商品取引法との関係を整理する必要があるかもしれない。松岡・前掲注（24）484頁は、会社法と金融商品取引法の制度の棲み分けが相当複雑になっており、公開会社ないし上場会社において金融商品取引法と会社法双方をより明確に整理し統合したルールの創設は利害関係者のみならず、国民経済にとってメリットが大きいとする。なお、会社法と金融商品取引法の一部を統合した公開会社法制の必要性をいち早く認識し提唱した早稲田大学の上村達男教授の見解については、上村達男『会社法改革－公開株式会社法の構想』（岩波書店、2002年）を参照されたい。

他方、アメリカにおける株主の会社情報の収集権についてコモン・ロー及び模範事業会社法の展開を中心に検討してきた。アメリカにおいて、株主の会社情報の収集権は、20世紀初頭は絶対的な権利として認められていたものの、権利の濫用を防止するという観点から、権利行使要件を定め、たうえで、不当拒絶に対する罰則を設けていた。しかし、不当拒絶に対する十分な抑止効果にならなかったことから、権利行使要件等を撤廃し、権利の目的が正当であるかをその認否の判断基準とするとともに、会社情報を収集する手続きと内容を充実させた。

会社情報の収集する手続きに関する手続きに関する手当てとして、たとえば、1984年改正模範事業会社法16.02条は、株主が会社に対して、5日前に会社情報の収集請求を通知し、会社はその期間内に認否の判断をするという期間の法定や、16.04条では会社情報の収集が拒絶された場合の迅速な救済手段を法定した¹²⁰。わが国の会社情報の収集権は、不当な権利行使を防止することを目的として、権利行使要件を定めているものもあり、こうした相違は興味深い点である。

さらに、模範事業会社法の近時の改正で、基準日と関連して、株主が株主総会の通知後に議決権が付与される場合に当該株主総会の情報収集を認める手当てがなされたことが注目される。わが国においても、基準日制度の在り方が議論の対象となっており¹²¹、今後のアメリカの動向は注目される。その一方で、たとえば、委任状勧誘や公開買付けの状況においては州会社法と連邦証券諸法が交錯し、会社情報の収集権に係る州会社法と連邦証券諸法の関係を明らかにすることも、わが国における会社法と金融商品取引法の関係に関する議論にも有益な示唆を得られるものと思われる。

わが国の会社法は、昭和25年商法改正において、アメリカ会社法の考え方を継受しながらも、その展開は改正当時から基本的な状況は変わっておらず、規定の在り方の妥当性が問題となりうる。株主の会社情報の収集権は、他の株主権の行使や上場会社に関する規制との関係においても、その権利行使の実現に要する期間について、その後の権利行使との関係で緊急性の高い場合も多い。そうした要請からは、アメリカにおける議論、とりわけ、会社情報の収集に係る手続きや権利行使の認否の基準となる正当な目的の内容等については示唆に富むものがあり、慎重な検討を重ねる必要がある。こうした株主による会社情報の収集権に関する個別具体的な問題点の検討については、今後の研究課題としたい。

¹²⁰ 上柳ほか・前掲注(30)203-204頁[和座一清]は、会社情報の収集権の母法であるアメリカにおいて、株主に簡易迅速な特別の救済手続きが与えられていることから、わが国においても、株主による会社情報の収集権の特殊性に鑑み、実体法上の権利を認めるにとどまらず、手続法上でも権利の迅速な実現する立法の必要性を主張している。久保田光昭「帳簿・書類閲覧権に関する立法論的考察—その実効性確保のために—」吉川栄一=出口正義編『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』196頁(文眞堂、1992年)も、裁判上の迅速な強制手続を設けるとともに、会社に閲覧請求の認否を考慮する一定の猶予期間を認めることが妥当であると述べている。

¹²¹ 平成27年に経済産業省に設置された「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」(座長：尾崎安央早稲田大学法学学術院教授)において、この点が検討課題として挙げられており、その際に株主の情報収集、とりわけ株主名簿との関係という観点からは、アメリカの議論は有益になるものと考えられる。ただ、基準日に係る改正は振替制度における個別株主通知との関係も留意すべき点であると思われる。その点を指摘する論稿として、吉本健一「会社法における基準日の意義と若干の個別課題」北村雅史=高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』92頁以下(法律文化社、2014年)を参照。